

## <報道発表資料>

令和8年3月24日

### 職員の懲戒処分について

#### 1 事件の概要

当該職員は、令和7年12月中旬頃、勤務時間中に、児童相談所内において、一時保護所入所中の児童と不同意性交等を行った。

また、令和8年1月10日、所属からの聞き取りに対し、虚偽の報告を行った。

なお、当該職員は、不同意性交等を行ったとして、令和8年2月19日に逮捕され、3月11日に起訴されている。

#### 2 処分の内容

対象職員 越谷児童相談所 主事  
清水 龍一（しみず りゅういち） 28歳 男性

処分内容 免職

処分年月日 令和8年3月24日（火）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するのである。

※ 令和8年3月11日に刑事事件に関し起訴されたため、同月13日から起訴休職（地方公務員法第28条第2項第2号）としている。

#### 3 管理監督者の処分

部下職員の勤務管理に関し、管理監督者としての責任を十分に果たしていなかったと認められることから、処分を行った。

【所属・職名】	【年齢】	【性別】	【処分内容】
越谷児童相談所長	58歳	男性	訓告
越谷児童相談所	副課長級職員 59歳	男性	訓告
越谷児童相談所	主幹級職員 60歳	男性	訓告